

○厚生労働省告示第三百三十七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三に次のように加える。

四十八 NKT細胞を用いた免疫療法 肺がん（小細胞肺がんを除き、ステージがⅡA期、ⅡB期又はⅢA期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）

四十九 ベルミノゲンペルプラスミドによる血管新生療法 閉塞性動脈硬化症又はビュルガー病（血行再建術及び血管内治療が困難なものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）

五十 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下腎部分切除術 腎がん（長径が七センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移していないものに限る。）